

甲 第 1 9 号 議 案

岡山市災害救助法基金条例の制定について

岡山市災害救助法基金条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市災害救助法基金条例

(設置及び目的)

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号）第21条第1項に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、岡山市災害救助法基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

災害救助法第21条第1項に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てる岡山市災害救助法基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 0 号 議 案

岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）の一
部を次のように改正する。

第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第3条の2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には正規の勤務時間
（第2条及び前条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間において職員
に勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等
である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で
定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることが
できる。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務
に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条の2第2項中「（第2条及び第3条の規定による勤務時間をいう。以下同
じ。）」を削る。

第7条第1項中「前条に規定する第3条の2第1項の規定により時間外代休時間が指定
された勤務日及び」を「第3条の3第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務

日及び前条に規定する」に改める。

附則第6項中「（昭和26年市条例第5号）」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2等級別基準職務表ア行政職給料表等級別基準職務表6級の項中「消防司令長」を「消防監又は消防司令長」に改め、同表7級の項中「消防正監又は」の次に「困難な業務を所掌する」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

等級別基準職務表を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の108」を「100分の110」に、「12,960円」を「13,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、行政財産の目的外使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例
財産区に属する基金に関する条例（昭和46年市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

岡山市神崎町外3財産区	岡山市神崎町外3財産区管理費積立基金
-------------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市神崎町外3財産区に基金を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例

岡山市立市民文化ホール条例（昭和51年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

市民文化ホール使用料金表

使用者 の区分 及び使用日		使用時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
市民である者	平日	12,780円	24,200円	31,420円	34,150円	47,030円	54,260円	
	土・日曜日・休日	15,400円	29,120円	37,610円	41,060円	56,360円	65,050円	
その他の者	平日	15,400円	29,120円	37,610円	41,060円	56,360円	65,050円	
	土・日曜日・休日	18,640円	34,990円	45,670円	49,230円	67,880円	78,040円	

別表第1備考6中「18,510円」を「18,850円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

市民文化ホールギャラリー兼リハーサル室使用料金表

使用者 の区分	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
市民である者		2,820円	3,350円	3,350円	8,690円
その他の者		3,350円	4,290円	4,290円	11,000円

別表第2備考3中「3,800円」を「3,870円」に改める。

別表第3中「4,110円」を「4,190円」に、「200円」を「210円」に、「720円」を「730円」に、「6,680円」を「6,810円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「4,620円」を「4,710円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立市民文化ホールの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市御津ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市御津ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市御津ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

岡山市御津ふれあいプラザ条例（平成21年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「820円」を「830円」に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改め、同表第3号の表中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、御津ふれあいプラザの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市灘崎文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市灘崎文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市灘崎文化センター条例の一部を改正する条例

岡山市灘崎文化センター条例（平成21年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条，第11条関係）

1 大ホール基本使用料

使用時間 使用日	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで
平日	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	38,500円	44,000円
土・日曜日・休日	13,200円	19,800円	26,400円	33,000円	46,200円	52,800円

2 小ホール等基本使用料

室名	単位	使用料
小ホール	1時間につき	838円
第1研修室	1時間につき	629円
第2研修室	1時間につき	419円
第3研修室	1時間につき	314円

備考

1 使用料の割増し

(1) 入場料等割増し

使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、次の区分により基本使用料に加算して徴収する。

入場料の最高額が、2,000円以下の場合 基本使用料の額の5割

入場料の最高額が、2,000円を超える場合 基本使用料の額の10割

(2) 営業割増し

営利、営業宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、基本使用料の額の10割を基本使用料に加算して徴収する。この場合においては、入場料等を徴収するものであっても、入場料等割増しは行わない。

2 延長等に係る使用料

基本時間帯を超過し、又は繰り上げて使用する場合、大ホールについては基本使用料の額の4割を、小ホール及び各研修室については時間当たりの使用料をそれぞれ加算して徴収する。なお、超過又は繰上げは1時間を限度とする。

3 休日

休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

4 暖冷房使用料

暖冷房を使用する場合は、基本使用料の額の5割を加算して徴収する。

5 その他

使用料を計算する場合において、1日の使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2中「3,086」を「3,143」に、「515」を「524」に、「308」を「314」に、「51」を「52」に、「103」を「105」に、「1,029」を「1,048」に、「206」を「210」に、「720」を「733」に、「2,057」を「2,095」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市灘崎文化センターの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市建部町文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建部町文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建部町文化センター条例の一部を改正する条例

岡山市建部町文化センター条例（平成18年市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「60,000円」を「62,857円」に改める。

別表第1大ホールの部から多目的室（1～7）の項までを次のように改める。

大ホール	平日	大ホール全体	13,200	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400
		舞台のみ	5,280	7,920	10,560	13,200	18,480	23,760
	日曜日・祝日	大ホール全体	15,819	23,676	31,638	39,600	55,419	71,238
		舞台のみ	6,328	9,471	12,655	15,840	22,168	28,495
小ホール	平日		4,400	6,600	8,800	11,000	15,400	19,800
	日曜日・祝日		5,238	7,857	10,476	13,200	18,438	23,676
リハーサル室			1,048	1,571	2,200	2,724	3,771	4,924
楽屋			524	733	1,048	1,257	1,782	2,410

多目的室（１～７）	2,200	3,248	4,400	5,448	7,648	9,848
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第1備考第3項第1号中「7,500円」を「7,648円」に、「3,180円」を「3,248円」に改め、同項第2号中「2,050円」を「2,095円」に改め、同表備考第4項中「10円」を「1円」に改める。

別表第2中「310円」を「314円」に、「510円」を「524円」に、「3,100円」を「3,143円」に、「5,100円」を「5,238円」に、「15,600円」を「15,714円」に改め、同表備考第6項中「10円」を「1円」に改める。

別表第3中「4,110」を「4,191」に、「150」を「157」に、「720」を「733」に、「50」を「52」に、「100」を「105」に、「300」を「314」に、「200」を「210」に、「1,540」を「1,571」に、「510」を「524」に、「5,140」を「5,238」に、「2,050」を「2,095」に、「3,080」を「3,143」に、「1,020」を「1,048」に、「4,620」を「4,714」に、「610」を「629」に、「820」を「838」に改め、同表備考第2項中「10円」を「1円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、建部町文化センターの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立福祉センター条例の一部を改正する条例

岡山市立福祉センター条例（昭和46年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

休養室等使用料金表

使用時間 室 名	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
休養室	1,670円	2,300円	2,300円	5,650円
談話室	1,670円	2,300円	2,300円	5,650円
娯楽室	4,290円	5,650円	5,650円	14,240円
第2会議室	1,150円	1,670円	1,670円	3,980円
第2研修室	1,670円	2,300円	2,300円	5,650円
華道教室	1,150円	1,670円	1,670円	3,980円
ホール	4,290円	5,650円	5,650円	14,240円
第2和室	1,670円	2,300円	2,300円	5,650円
消費生活教室	2,820円	3,350円	3,350円	8,690円

別表第2中「32,910円」を「33,520円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立福祉センターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営墓地条例の一部を改正する条例

岡山市営墓地条例（平成26年市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1,020円」を「1,040円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る管理料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る管理料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、市営墓地の管理料の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市営納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営納骨堂条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営納骨堂条例の一部を改正する条例

岡山市営納骨堂条例（平成24年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「2,050円」を「2,090円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る管理料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る管理料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、市営納骨堂の管理料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市民プール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市民プール条例の一部を改正する条例

岡山市民プール条例（平成17年市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

1 岡山市立市民屋内温水プール

(1) プール使用料

区分		使用料	
一 般	個人	大人	1人1回につき 576円
		中学生及び高校生	1人1回につき 346円
		小学生以下	1人1回につき 231円
	入場回数券	大人	1人11回につき 5,760円
		中学生及び高校生	1人11回につき 3,460円
		小学生以下	1人11回につき 2,310円
	団体	50人以上	所定料金の1割引
		100人以上	所定料金の2割引
		300人以上	所定料金の3割引
専 用	平日	本プール	午前9時から正午まで 26,505円
			午後1時から午後5時まで 34,571円

		午前9時から午後5時まで	61,076円
	補助プール	午前9時から正午まで	8,067円
		午後1時から午後5時まで	11,524円
		午前9時から午後5時まで	19,591円
	コース	1コース1時間につき	691円
日曜日・休日	平日料金の2割増		

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 専用して使用する場合の使用料は、専用使用料に一般使用料を加えたものとする。
- 補助プールを水深110センチメートルで専用して使用する場合は、これに要する費用の範囲で市長が別に定める額とする。
- 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 施設使用料

使用区分 室名	午前10時から 正午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後8時まで	全日（午前10時か ら午後8時まで）
和室（1）	733円	1,467円	733円	2,514円
和室（2）	733円	1,467円	733円	2,514円
和室（3）	524円	1,048円	524円	1,782円
第1会議室	733円	1,467円	733円	2,514円
第2会議室	1,048円	2,095円	1,048円	3,562円
トレーニング室	1人1回2時間につき 210円			

備考 冷暖房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲で市長が別に定める額を徴収する。

(3) 器具使用料

区分	単位	使用料
コインロッカー	1個	105円

自動計測器（タッチバン）	1式	8,905円
放送設備	1式	2,095円
ストップウォッチ	1個	105円
机	1脚	157円
椅子	1脚	52円
ハンドマイク	1本	157円
コースロープ（25メートル用）	1本	262円
コースロープ（50メートル用）	1本	524円

2 岡山市東山プール

(1) プール使用料

区分			使用料
一 般	個人	大人	1人1回につき 210円
		中学生及び高校生	1人1回につき 157円
		小学生以下	1人1回につき 105円
	入場回数券	大人	1人11回につき 2,095円
		中学生及び高校生	1人11回につき 1,571円
		小学生以下	1人11回につき 1,048円
	団体	50人以上	所定料金の1割引
		100人以上	所定料金の2割引
		300人以上	所定料金の3割引
専 用	平日		午前 15,505円
			午後 31,010円
			全日 46,514円
	日曜日・休日		平日料金の2割増

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 専用して使用する場合の使用料は、専用使用料に一般使用料を加えたものとする。

3 水位を通常水位より上げて専用して使用する場合は、前項の規定により算定した使用料に午前にあつては3,667円、午後にあつては7,333円、全日にあつては11,000円をそれぞれ加えたものとする。

4 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 設備等使用料

区分	単位	使用料
競技器具	1式	2,305円
水球器具	1式	7,124円
放送設備	1式	1,048円
ストップウォッチ	1個	105円
ハンドマイク	1個	157円
テント	1張	786円
椅子	1脚	52円
机	1脚	157円
コインロッカー	1個	105円

附 則

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市民プールの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例

岡山市社会体育施設条例（平成7年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条，第8条の2関係）

種別			単位	金額	
足守テニスコート		高校生以下の者	1面1時間につき	126円	
		その他の者	1面1時間につき	210円	
		夜間照明	1面1時間につき	419円	
牟佐スポーツ広場	テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126円	
		その他の者	1面1時間につき	210円	
	多目的広場		1時間につき	314円	
			1日につき	2,512円	
西大寺武道館	剣道場 (1)	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	63円
			その他の者	1人1時間につき	105円
	剣道場 (2)	専用使 用	高校生以下の者	1時間につき	377円
			その他の者	1時間につき	629円
	柔道場		スポーツ以外の使用	1時間につき	1,257円
	会議室			1時間につき	524円

	全館	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	1,048円
			その他の者	1時間につき	1,750円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	3,499円
野山武道館	剣道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31円
			その他の者	1人1時間につき	52円
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	189円
			その他の者	1時間につき	314円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	629円
		柔道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき
	その他の者			1人1時間につき	52円
	専用使用		高校生以下の者	1時間につき	377円
			その他の者	1時間につき	629円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1,257円
	全館	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	524円
			その他の者	1時間につき	880円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1,750円
	テニスコート	高校生以下の者		1面1時間につき	126円
		その他の者		1面1時間につき	210円
吉備津弓道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31円	
		その他の者	1人1時間につき	52円	
	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	524円	
		その他の者	1時間につき	880円	
福谷スポーツ広場	個人	1人午前	150円		
津島スポーツ広場		1人午後	150円		
吉備の中山スポーツ広場	専用使用		午前	3,140円	
			午後	3,140円	
			1日	6,280円	

小串スポーツ広場	テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126円	
		その他の者	1面1時間につき	210円	
	多目的広場		1面1時間につき	314円	
			1面1日につき	2,512円	
桑野スポーツ広場	多目的広場		1時間につき	314円	
			1日につき	2,512円	
財田スポーツ広場	サッカー場	専用使用	午前	5,029円	
			午後	6,286円	
			1日	10,057円	
			その他の使用	1時間につき	1,571円
	多目的広場		1時間につき	314円	
			1日につき	2,512円	
興除テニスコート		高校生以下の者	1面1時間につき	126円	
		その他の者	1面1時間につき	210円	
東山プールテニスコート・バレーボールコート			高校生以下の者	1面1時間につき	126円
			その他の者	1面1時間につき	210円
御津グラウンドゴルフ場			1人(年払)	2,090円	
			1人(日払)	210円	
瀬戸町カヌー艇庫		個人	1日につき	157円	
		専用使用	1日につき	1,571円	
御津スポーツパーク	あおぞら広場	専用使用	高校生以下の者	全面1時間につき	524円
				1/2面1時間につき	314円
			その他の者	全面1時間につき	1,048円
				1/2面1時間につき	524円
	夜間照明	野球・サッカー	1面1時間につき	3,143円	
		ソフトボール	1面1時間につき	2,095円	
テニス	専用使用	高校生以下の者	1面1時間につき	210円	

コート	用	その他の者	1面1時間につき	419円
		夜間照明	1面1時間につき	314円
アリー ナ	専用使 用	高校生以下の者	全面1時間につき	838円
			2/3面1時間につき	524円
			1/2面1時間につき	419円
			1/3面1時間につき	314円
		その他の者	全面1時間につき	1,571円
			2/3面1時間につき	1,048円
			1/2面1時間につき	838円
			1/3面1時間につき	524円
	営利又は宣伝を目的 としないスポーツ以 外の使用	1時間につき	3,143円	
		営利又は宣伝を目的 とする使用	9,429円	
	照明設備	全面1時間につき	1,257円	
		2/3面1時間につき	838円	
		1/2面1時間につき	629円	
		1/3面1時間につき	419円	
トレー ニング 室	個人	高校生・65歳以上	1人1回2時間につき	210円
		その他の者	1人1回2時間につき	419円
	回数券	高校生・65歳以上	1人11回につき	2,100円
		その他の者	1人11回につき	4,190円
会議	1室	1時間につき	210円	
室・ミ ーティ ング室	暖冷房設備	1時間につき	210円	

温水プール	個人	高校生以下・65歳以上	1人1回2時間につき	210円
		その他の者	1人1回2時間につき	419円
	回数券	高校生以下・65歳以上	1人11回につき	2,100円
		その他の者	1人11回につき	4,190円
スタートバスケットコート	専用使用		1面1時間につき	105円
承芳ふれあい広場	グラウンドゴルフ場	個人	1人(年払)	2,090円
			1人(日払)	210円
		夜間照明	1回につき	410円
灘崎野球場	専用使用		1日につき	8,384円
			1時間につき	1,048円
		夜間照明	1時間につき	4,191円
灘崎体育センター	スポーツに使用する	場合	1時間につき	314円
	スポーツ以外に使用する	場合	1時間につき	629円
政田サッカー場	サッカー場	天然芝グラウンド	1面1時間につき	7,333円
			1/2面1時間につき	3,667円
		人工芝グラウンド	1面1時間につき	6,286円
			1/2面1時間につき	3,143円
		夜間照明	1面1時間につき	3,143円
			1/2面1時間につき	1,571円

	クラブハウス	多目的室	1時間につき	419円
		多目的室暖冷房設備	1時間につき	314円
		会議室	1時間につき	210円
		会議室暖冷房設備	1時間につき	105円

別表第2第1項の表中「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に、「2,000円」を「2,080円」に、「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考に次のように加える。

7 高校生以下の者及びその他の者が共同で使用する場合の使用料の額は、その他の者が使用する場合の使用料の額とする。

別表第2第2項第1号の表中「1,020円」を「1,040円」に、「200円」を「210円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「510円」を「520円」に改め、同表備考に次のように加える。

6 高校生以下の者及びその他の者が共同で使用する場合の使用料の額は、その他の者が使用する場合の使用料の額とする。

別表第2第2項第2号の表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に改め、同表第3項の表中「1,020円」を「1,040円」に、「200円」を「210円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「510円」を「520円」に改め、同項の表備考に次のように加える。

4 高校生以下の者及びその他の者が共同で使用する場合の使用料の額は、その他の者が使用する場合の使用料の額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市社会体育施設の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市立市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立市民会館条例の一部を改正する条例

岡山市立市民会館条例（昭和38年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「80, 228円」を「81, 714円」に、「150, 171円」を「152, 952円」に、「194, 400円」を「198, 000円」に、「211, 886円」を「215, 810円」に、「290, 057円」を「295, 429円」に、「334, 285円」を「340, 476円」に改める。

別表第2中「12, 343円」を「12, 571円」に、「17, 486円」を「17, 810円」に、「46, 286円」を「47, 143円」に改める。

別表第3中「12, 343円」を「12, 571円」に改める。

別表第4中「164, 570円」を「167, 610円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立市民会館の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例

岡山シンフォニーホール条例（平成3年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

1 基本使用料

単位 円

施設区分		時間帯	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
大ホール	平日	80,140	106,850	135,030	302,020	
	その他	96,170	128,220	162,060	362,470	
イベントホール	平日	10,890	14,450	18,330	40,960	
	その他	13,090	17,390	22,000	49,230	
和風ホール	平日	8,800	11,620	14,560	32,790	
	その他	10,580	14,030	17,490	39,390	
スタジオ1	平日	9,010	11,940	15,080	33,830	
	その他	10,890	14,350	18,120	40,640	
スタジオ2	平日	4,080	5,340	6,600	15,080	
	その他	4,920	6,490	7,960	18,120	
楽屋1		2,610	3,450	3,450	7,750	
楽屋2		1,250	1,670	1,670	3,770	

楽屋 3	1, 250	1, 670	1, 670	3, 770
楽屋 4	940	1, 250	1, 250	2, 820
楽屋 5	620	830	830	1, 780
楽屋 6	620	830	830	1, 780
楽屋 7	1, 040	1, 360	1, 360	3, 030
控室 1	1, 040	1, 360	1, 360	3, 030
控室 2	1, 040	1, 360	1, 360	3, 030
控室 3	1, 040	1, 360	1, 360	3, 030
指揮者室	2, 090	2, 720	2, 720	5, 970

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山シンフォニーホールの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山シティミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

岡山シティミュージアム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山シティミュージアム条例の一部を改正する条例

岡山シティミュージアム条例（平成17年市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「310円」に、「240円」を「250円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第2第1項の表中「2,050円」を「2,090円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「3,080円」を「3,140円」に改め、同表第2項の表中

「

1時間につき	30,850円
	55,540円
	106,970円
1時間につき	30,850円
1時間につき	19,800円
	36,000円
	67,880円
1時間につき	19,800円
1時間につき	11,310円
	20,570円
	39,080円

を

「

1時間につき	31,420円
	56,570円
	108,950円
1時間につき	31,420円
1時間につき	20,160円
	36,660円
	69,140円
1時間につき	20,160円
1時間につき	11,520円
	20,950円
	39,810円

に改め、

1時間につき 11,310円

1時間につき 11,520円

同項の表備考4の表中

1時間につき 3,850円
9,770円
13,060円
1時間につき 3,850円
1時間につき 2,440円
6,170円
8,220円
1時間につき 2,440円
1時間につき 1,410円
3,600円
4,620円
1時間につき 1,410円

を

1時間につき 3,920円
9,950円
13,300円
1時間につき 3,920円
1時間につき 2,480円
6,280円
8,380円
1時間につき 2,480円
1時間につき 1,440円
3,660円
4,710円
1時間につき 1,440円

に改め、同表

第3項の表中「2,050円」を「2,090円」に、「5,550円」を「5,650円」に、「7,400円」を「7,540円」に改め、同表第4項の表中「2,460円」を「2,510円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「3,180円」を「3,240円」に改め、同表第6項の表中「4,320円」を「4,400円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「510円」を「520円」に、「720円」を「730円」に改め、同表第7項の表中

10,280円
19,540円
27,770円
34,970円

10,470円
19,900円
28,280円
35,610円

41, 140円	を	41, 900円	に改める。
46, 280円		47, 140円	
51, 420円		52, 380円	
56, 570円		57, 610円	
61, 710円		62, 850円	

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に納付する入館料について適用し、同日前に納付する入館料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山シティミュージアムの使用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市宇垣コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市宇垣コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市宇垣コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

岡山市宇垣コミュニティセンター条例（平成17年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表和室の項中「320円」を「330円」に、「640円」を「660円」に改め、同表研修室の項中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表集会室の項中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表テニスコート（1面につき）の項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同表弓道場の項中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡

山市宇垣コミュニティセンターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市人権啓発センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市人権啓発センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市人権啓発センター条例の一部を改正する条例

岡山市人権啓発センター条例（平成14年市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「620円」を「630円」に、「920円」を「940円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,330円」を「1,360円」に、「2,880円」を「2,930円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市人権啓発センターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（平成13年市条例第34号）の一
部を次のように改正する。

前文中「、古くから」を削り、「加え、多くの」を「恵まれ、数多くの」に、「風情
と」を「風土や」に、「提唱する者」を「提唱した者」に、「挑戦する者」を「挑戦した
者」に、「男女の」を「人々の」に、「が、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は
依然根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多
くの課題が残されている」を「。岡山市においても男女共同参画社会の実現を目指して、
様々な取組を総合的に進めてきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識に基づく社
会制度や慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力や様々なハラスメントの根絶、ワー
ク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等、多くの課題がある。加えて、性自
認や性的指向等を理由とする偏見や差別の解消に取り組まなければならない」に改め、
「新たな千年紀を迎え、」を削り、「男女が」を「性別等にかかわらず、全ての人が」に
改め、「互いに」の次に「個性を認め合い、」を加え、「尊重しつつ」を「尊重しなけれ
ばならない。また」に、「性別にかかわらず」を「性別等にかかわらず」に、「に恥じぬ
よう」を「を礎にして」に改め、「、市民」の次に「、自治組織」を加える。

第1条中「、市民」の次に「、自治組織」を加え、「性別」を「性別等」に改める。

第2条第1号中「男女が」を「性別等にかかわらず、全ての人が」に、「担うべき社会」を「担うこと（以下「男女共同参画」という。）が実現される社会」に改め、同条中第3号を第8号とし、同条第2号中「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

第2条第1号の次に次の4号を加える。

(2) 性別 生物学的な性別及び社会文化的に形成された性別をいう。

(3) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(4) 性的指向 どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。

(5) 性別等 性別、性自認、性的指向等をいう。

第3条を次のように改める。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 全ての人が性別等を理由とする差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んぜられ、自分らしく輝くことができること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識が解消され、全ての人が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。

(3) 家族を構成する全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できること。

(4) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に性別等にかかわらず、全ての人が共同して参画する機会が確保されること。

(5) 全ての人が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮されること。

(6) 国際社会における取組と協調し、及び連携して行われること。

(7) 市、市民、自治組織及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行

われること。

第4条第1項中「市の」及び「総合的な」を削り、「性別」を「性別等」に改め、「含む」の次に「。以下「男女共同参画施策」という」を、「」を」の次に「総合的に」を加え、同条第2項中「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」を「男女共同参画施策」に改め、同条第3項中「を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図る」を「し、男女共同参画施策を効果的に推進する」に改め、「市民、」の次に「自治組織及び」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(自治組織の責務)

第5条の2 自治組織は、その地域活動において、方針決定過程における男女共同参画の推進を図る取組を行い、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 自治組織は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第6条第1項中「男女が」を「性別等にかかわらず、全ての人が」に、「及び」を「を図るとともに、」に改め、「家庭」の次に「生活等」を加え、「その他の活動」を削り、「に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう」を「を支援する職場環境を整備し、男女共同参画の推進に」に改める。

第7条第1項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「において、」の次に「性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として個性と能力を発揮することを旨とする」を加え、同条第2項中「男女」を「性別による固定的な役割分担意識によらず、全ての人」に改め、「ともに」を削る。

第8条第1号中「による」を「等を理由とする」に改める。

第9条第1項及び第2項中「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」を「男女共同参画施策」に改め、同条第3項中「市民」の次に「、自治組織」を加え、「とる」を「講ずる」に改める。

第10条第1項中「その解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」を「男女共同参画施策」に、「調査及び研究」を「調査研究」に改める。

第11条第1項中「市民」の次に「、自治組織」を加える。

第12条中「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」を「男女共同参画施策」に

改める。

第14条中「市民」の次に「，自治組織」を加える。

第15条中「男女がともに」を「性別による固定的な役割分担意識によらず，全ての人
が，」に改める。

第17条第1項中「市民」の次に「，自治組織」を加え，「並びに男女共同参画社会の
形成に関する」を「及び」に改め，「推進するため」の次に「，年1回」を加え，「6月
に」を削り，同条第2項中「市民」の次に「，自治組織」を加える。

第18条中「役割分担及び」を「役割分担意識，」に改め，「暴力等」の次に「並びに
性別等を理由とする偏見及び差別」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（本市における男女共同参画の推進）

第19条の2 市は，政策の決定過程における男女共同参画を推進するため，女性職員の
積極的な職域拡大，管理職等への登用及び能力開発に努めるとともに，職員の職場にお
ける活動と家庭生活等における活動との両立を支援する環境づくりに努めるものとする。

（災害対応における男女共同参画）

第19条の3 市は，災害等への対応（防災対策を含む。）においては，男女共同参画の
視点に立って実施するよう努めるものとする。

第20条第1項中「市民」の次に「，自治組織」を加える。

第21条第1項中「岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「さんかく岡山」とい
う。）内に」を削り，同条第2項中「行う」の次に「とともに，法第3条第2項（法第2
8条の2において準用する場合を含む。）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして
の機能を果たす」を加える。

第28条第1項中「市民」の次に「，自治組織」を加え，「さんかく岡山」を「岡山市
男女共同参画社会推進センター（以下「さんかく岡山」という。）」に改め，同条第3項
中「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」を「男女共同参画施策」に改める。

第29条中「本市」を「市」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

提案理由

性的マイノリティの人権への配慮，ワーク・ライフ・バランスの推進，女性の職業生活における活躍の推進等の新たな課題の解決に向けて一層の理解促進を図るため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例

岡山市男女共同参画社会推進センター条例（平成12年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2, 260円」を「2, 300円」に、「4, 520円」を「4, 600円」に、「6, 780円」を「6, 900円」に、「9, 050円」を「9, 200円」に改め、同表備考中「610円」を「620円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市男女共同参画社会推進センターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

岡山市休日夜間急患診療所条例（昭和55年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 620円」を「1, 650円」に, 「3, 240円」を「3, 300円」に, 「4, 320円」を「4, 400円」に, 「6, 480円」を「6, 600円」に, 「1, 080円」を「1, 100円」に, 「108分の100」を「110分の100」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は, この条例の施行の日以後に交付する診断書及び証明書等に係る文書料で, 同日以後に納付するものについて適用し, 同日前に納付するものについては, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い, 岡山市休日夜間急患診療所の文書料の額を改めるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市病院事業の設置等に関する条例（平成12年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,800円」を「11,000円」に、「108分の100」を「110分の100」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、国立病院機構岡山市立金川病院の利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

岡山市ふれあいセンター条例（平成5年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項岡山ふれあいセンターの表大ホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

大ホール	43,780円	25,660円	34,150円	3,550円	5,020円
小ホール	18,110円	10,470円	14,130円	1,460円	2,080円
リハーサル室	7,530円	4,500円	5,860円	620円	830円
第1研修室	9,000円	5,230円	7,110円	730円	1,030円
第2研修室	5,230円	3,030円	4,180円	410円	620円
第3研修室	4,910円	3,030円	3,760円	410円	510円
第4研修室	5,230円	3,030円	4,180円	410円	620円
第5研修室	3,760円	2,200円	2,930円	300円	410円
調理実習室	13,930円	8,270円	10,880円	1,150円	1,560円
和室	3,760円	2,300円	2,930円	300円	410円
プレイルーム	19,580円	11,510円	15,400円	1,560円	2,300円

別表第1第1項西大寺ふれあいセンターの表ふれあいホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

ふれあいホール	44,100円	25,660円	34,460円	3,550円	5,130円
第1研修室	4,910円	3,030円	3,760円	410円	510円

第2研修室	4,910円	3,030円	3,760円	410円	510円
第3研修室	3,760円	2,200円	2,930円	300円	410円
調理実習室	7,530円	4,500円	5,860円	620円	830円
和室	3,760円	2,300円	2,930円	300円	410円
プレイルーム	13,930円	8,270円	10,880円	1,150円	1,560円

別表第1第1項北ふれあいセンターの表マスカットホールの項から和室の項までを次のように改める。

マスカットホール	21,880円	12,770円	17,070円	1,770円	2,500円
第1研修室	4,910円	3,030円	3,760円	410円	510円
第2研修室	4,910円	3,030円	3,760円	410円	510円
第3研修室	2,610円	1,460円	2,080円	200円	300円
調理実習室	9,000円	5,230円	7,110円	730円	1,030円
和室	3,760円	2,300円	2,930円	300円	410円

別表第1第1項西ふれあいセンターの表ふれあいホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

ふれあいホール	41,480円	24,080円	32,470円	3,350円	4,810円
第1研修室	6,380円	3,760円	5,020円	510円	730円
第2研修室	5,230円	3,030円	4,180円	410円	620円
調理実習室	9,000円	5,230円	7,110円	730円	1,030円
和室	6,380円	3,760円	5,020円	510円	730円
プレイルーム	12,770円	7,530円	9,950円	1,030円	1,460円

別表第1第1項南ふれあいセンターの表ふれあいホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

ふれあいホール	33,510円	19,580円	26,180円	2,710円	3,870円
第1研修室	6,380円	3,760円	5,020円	510円	730円
第2研修室	4,910円	3,030円	3,760円	410円	510円
第3研修室	5,230円	3,030円	4,180円	410円	620円
調理実習室	9,000円	5,230円	7,110円	730円	1,030円

和室1	2,610円	1,460円	2,080円	200円	300円
和室2	2,610円	1,460円	2,080円	200円	300円
プレイルーム	10,570円	6,070円	8,270円	830円	1,250円

別表第4第1項の表中「153,990円」を「156,840円」に、「9,250円」を「9,420円」に改め、同表第2項の表中「49,370円」を「50,280円」に改め、同表第3項の表中「87,730円」を「89,350円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、ふれあいセンターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例

岡山市ウェルポートなださき条例（平成21年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改める。

別表第3フィットネスルームの項から割引使用の項までを次のように改める。

フィットネスルーム	410 (200)	4,100 (2,000)	3,130 (1,560)	31,300 (15,600)
大浴場	410 (200)	4,100 (2,000)	3,130 (1,560)	31,300 (15,600)
プール	410 (200)	4,100 (2,000)	3,130 (1,560)	31,300 (15,600)
割引使用	上記のうち2施設使用	620 (310)	6,200 (3,100)	—
	上記全施設使用	830 (410)	8,300 (4,100)	—

別表第3個人会員の項及び法人会員の項を次のように改める。

個人会員	5,230	28,280	52,370	
------	-------	--------	--------	--

	(2, 610)	(14, 140)	(26, 180)	
法人会員	—	—	157, 130	3人券
	—	—	261, 900	5人券

別表第5中「5, 140円」を「5, 230円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市ウェルポートなださきの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市災害救助条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市災害救助条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市災害救助条例の一部を改正する条例

岡山市災害救助条例（昭和30年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その災害にかかった者」を「，その災害の被災者」に改める。

第3条の見出し中「種別その他」を「種類等」に改め，同条第1項を次のように改める。

救助の種類は，次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金，器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか，規則で定めるもの

第3条に次の2項を加える。

- 3 救助の程度，方法及び期間は，災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第1章で定める基準を参酌して，規則で定める。

4 前項の規則によつては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は、救助の程度、方法及び期間を別に定めることができる。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

救助の程度、方法及び期間の定めを規則に委任する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第16条第1項中「580,000円」を「610,000円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「580,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減判定所得の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

岡山市心身障害者医療費給付条例（昭和47年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療に係る自立支援医療受給者証のいずれも所持する者

第3条第2項第1号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」を加える。

第4条第1項中「生活療養」の次に「並びに精神疾患による入院に係る療養であつて規則で定めるもの」を加え、「により受給資格者」を「により被保険者等」に改める。

第5条中「交付申請書を提出」を「交付を申請」に、「申請書を提出する」を「申請をする」に改める。

第7条第1項中「受給資格証の交付を受けている者」を「受給資格者」に、「ある者」を「あるもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、受給資格者につき、この条例により医療

費の給付を受ける資格があると認めるときは、受給資格証の更新を行うものとする。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、職権により受給資格証の更新を行うことができる。

第9条中「喪失」の次に「（第3条第1項第3号に該当する者にあつては同号の自立支援医療受給者証を所持しなくなつた場合を除く。）」を加える。

第13条第2項中「ときは」の次に「，規則で定める場合を除き」を加える。

第17条を第19条とする。

第16条第2項ただし書を削り，同条を第17条とし，同条の次に次の1条を加える。

（報告等）

- 第18条 市長は、給付に関して必要と認めるときは、受給資格者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問をさせることができる。

第15条の次に次の1条を加える。

（損害賠償金との調整）

- 第16条 市長は、受給資格者が当該病気又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、当該賠償額の限度において給付の決定をした医療費の全額若しくは一部を支給せず、又は既に給付した医療費の全額若しくは一部を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から附則第4項までの規定 公布の日

(2) 第4条第1項の改正規定（「生活療養」の次に「並びに精神疾患による入院に係る療養であつて規則で定めるもの」を加える部分に限る。） 平成32年12月1日

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項第3号に該当する者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第5条の規定の例により、心身障害者医療費受給資

格証（以下「受給資格証」という。）の交付を申請することができる。

- 3 市長は、前項の規定により交付の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の第6条第1項の規定の例により、受給資格証の交付をすることができる。この場合において、その交付を受けた者は、施行日において受給資格証の交付を受けたものとみなす。

（準備行為）

- 4 改正後の岡山市心身障害者医療費給付条例の規定に基づく事務の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても、行うことができる。

提案理由

精神障害者を心身障害者医療費給付制度の受給対象者とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例

岡山市保健所及び保健センター条例（平成6年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「1.08」を「1.10」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、保健所及び保健センターの使用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例

岡山市こころの健康センター条例（平成20年市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市こころの健康センターにおける診療等の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例（平成18年市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項、第30条第1項及び第31条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市簡易給水施設の給水工事の費用等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

岡山市立老人憩の家条例（昭和46年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に，「200円」を「210円」に改める。

附 則

この条例は，平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い，岡山市立松尾園における温泉設備の使用料の額を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市福寿苑条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市福寿苑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市福寿苑条例の一部を改正する条例

岡山市福寿苑条例（平成18年市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「1,543円」を「1,554円」に改め、同項第2号中「1,029円」を「1,039円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、福寿苑の利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

岡山市介護給付費準備基金条例（平成12年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに地域支援事業」を「，地域支援事業並びに保健福祉事業」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険に係る保健福祉事業の費用の支出に備えるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2月20日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第34条第3項中「別表第1の3」の次に「，臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」を加え，「同令」を「医療法施行規則」に改め，「）における検体検査の業務」の次に「（岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第34条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）」を，「手術」とあるのは「」の次に「基準条例第34条第3項第2号の規定による」を，「医療機器」とあるのは「」の次に「基準条例第34条第3項第3号の規定による」を，「医療」とあるのは「」の次に「基準条例第34条第3項第4号の規定による」を，「「医療」と」の次に「，臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「岡山市介護医療院の

人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第34条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と，臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第34条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と」を加え，同項第1号を次のように改める。

(1) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査の業務

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正に伴い，介護医療院の衛生管理等の基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 4 号 議 案

岡山市障害者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者体育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者体育センター条例の一部を改正する条例

岡山市障害者体育センター条例（平成15年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

1 アリーナ等使用料

使用時間帯 場所	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後8時30分まで
アリーナ	1, 880円	2, 500円	2, 500円
会議室	1, 030円	1, 250円	1, 250円
プレイルーム	1, 030円	1, 250円	1, 250円

(注) アリーナは、1/2面を使用する場合は2分の1、1/4面を使用する場合は4分の1の料金とする（料金計算により円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。

2 器具使用料（各使用時間帯につき）

バスケットボール1式	310円
バレーボール1式	310円
テニス1式（テニスボールを除く。）	310円
アーチェリー1式	310円

バドミントン1式（シャトルコックを除く。）	200円
卓球1式（卓球ボールを除く。）	200円

附 則

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で，同日以後に納付するものについて適用し，同日前に納付するものについては，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い，岡山市障害者体育センターの使用料の額を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

岡山市立勤労青少年ホーム条例（昭和46年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表講習会室の項から軽運動室の項までを次のように改める。

講習会室	2, 3 0 0 円	3, 3 5 0 円	3, 3 5 0 円	7, 9 6 0 円
第3和室	1, 6 7 0 円	2, 3 0 0 円	2, 3 0 0 円	5, 6 5 0 円
料理教室	4, 2 9 0 円	5, 6 5 0 円	5, 6 5 0 円	1 4, 2 4 0 円
軽運動室	2, 8 2 0 円	3, 3 5 0 円	3, 3 5 0 円	8, 6 9 0 円

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立勤労青少年ホームの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 6 号 議 案

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法
の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63
号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正
しようとするものである。

甲 第 5 7 号 議 案

岡山市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立少年自然の家条例の一部を改正する条例

岡山市立少年自然の家条例（昭和48年市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「411円」を「419円」に、「926円」を「943円」に改め、同表第2項の表中「411円」を「419円」に、「206円」を「210円」に、「1,029円」を「1,048円」に改め、同表第3項の表中「411円」を「419円」に、「206円」を「210円」に、「51円」を「52円」に改め、同表第4項中「206円」を「210円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、少年自然の家の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 8 号 議 案

岡山市日応寺自然の森条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市日応寺自然の森条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市日応寺自然の森条例の一部を改正する条例

岡山市日応寺自然の森条例（平成3年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「6, 172円」を「6, 286円」に, 「772円」を「786円」に, 「308円」を「314円」に, 「411円」を「419円」に, 「154円」を「157円」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は, この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し, 同日前の使用に係るものについては, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い, 岡山市日応寺自然の森の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2月20日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合において、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において

「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 16 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 保育所, 幼稚園, 認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち, 当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し, 衛生面, 栄養面等, 調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに, 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や, アレルギー, アトピー等への配慮, 必要な栄養素量の給与等, 乳幼児の食事の内容, 回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの (家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所 (第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。) において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第 45 条中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) の一部改正に伴い, 保育所等との連携及び食事の提供の特例に関する基準を改めるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 0 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成27年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の表岡山市中山認定こども園の項の前に次のように加える。

岡山市伊島認定こども園 岡山市北区いずみ町9番18号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（岡山市立保育所条例の一部改正）

2 岡山市立保育所条例（昭和39年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岡山市伊島保育園の項を削る。

（岡山市立学校条例の一部改正）

3 岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表岡山市立伊島幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市伊島認定こども園を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 1 号 議 案

岡山市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

岡山市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成
2年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「岡山市立学校」の次に「（本市が設置する幼稚園，小学校，中学校，高等学
校及び幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。

第2条中「以下「教育委員会」という。」を「幼保連携型認定こども園の学校医等に係
る補償にあつては，市長」に改める。

第6条中「教育委員会規則」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償
にあつては，規則）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

本市の設置する幼保連携型認定こども園の学校医等の公務災害補償を実施する機関を市
長とするため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 2 号 議 案

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年市条例第32号）の一部を次
のように改正する。

第30条の2第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を
含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場
合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の
前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を
修了した場合を含む。）」を加える。

第47条中「350円」を「360円」に改める。

別表第1第1項の表動物の死体の項中「1,540円」を「1,570円」に改め、同
表第2項第1号の表人頭割の項中「410円」を「420円」に改め、同号の表特別料
金の部再収集料金の項中「205円」を「210円」に改め、同部特殊便槽料金の項中「
460円」を「470円」に改め、同項第2号の表従量制の項中「460円」を「470
円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第30条の2の改正規定
は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る処理手数料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を改めるとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い廃棄物処理手数料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 3 号 議 案

岡山市東部リユースぷらご条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市東部リユースぷらご条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市東部リユースぷらご条例の一部を改正する条例

岡山市東部リユースぷらご条例（平成13年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「940円」を「950円」に、「1,420円」を「1,440円」に、「2,360円」を「2,390円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、東部リユースぷらごの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 4 号 議 案

岡山市西部リユースぷらご条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市西部リユースぷらご条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市西部リユースぷらご条例の一部を改正する条例

岡山市西部リユースぷらご条例（平成26年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「550円」を「560円」に、「920円」を「930円」に、「600円」を「610円」に、「900円」を「910円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「970円」を「980円」に、「1,450円」を「1,470円」に、「2,420円」を「2,450円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、西部リユースぷらごの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 5 号 議 案

当新田健康増進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

当新田健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

当新田健康増進施設設置条例の一部を改正する条例

当新田健康増進施設設置条例（平成15年市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1, 234円」を「1, 257円」に、「772円」を「786円」に、「515円」を「524円」に、「617円」を「629円」に、「206円」を「210円」に改め、同表第2項の表中「2, 222円」を「2, 263円」に、「6, 943円」を「7, 071円」に、「9, 720円」を「9, 900円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、当新田健康増進施設の利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 6 号 議 案

東部健康増進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

東部健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

東部健康増進施設設置条例の一部を改正する条例

東部健康増進施設設置条例（平成16年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1, 234円」を「1, 257円」に, 「772円」を「786円」に, 「515円」を「524円」に, 「617円」を「629円」に, 「206円」を「210円」に改め, 同表第2項の表中「2, 222円」を「2, 263円」に, 「6, 943円」を「7, 071円」に, 「9, 720円」を「9, 900円」に, 「3, 240円」を「3, 300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は, この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金で, 同日以後に納付するものについて適用し, 同日前に納付するものについては, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い, 東部健康増進施設の利用料金の額の範囲を改めるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 7 号 議 案

岡山市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

岡山市勤労者福祉センター条例（昭和51年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第5条関係）

集会室等使用料金表

時間 室名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から午 後9時まで	午前9時から午 後9時まで
体育集会室	5,600円	8,150円	9,980円	10,900円	15,280円	21,290円
大会議室	4,480円	6,110円	7,540円	8,350円	11,510円	16,400円
中会議室	3,150円	4,280円	5,190円	6,110円	8,150円	11,410円
本館小会議室	810円	1,220円	1,420円	1,830円	2,440円	3,150円

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市勤労者福祉センターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 8 号 議 案

岡山市職業訓練施設条例を廃止する条例の制定について

岡山市職業訓練施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職業訓練施設条例を廃止する条例

岡山市職業訓練施設条例（昭和43年市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

職業訓練施設岡山市技能訓練センターを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 6 9 号 議 案

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例の制定について

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2月20日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例

岡山城天守閣条例（昭和41年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表15歳以上の者（中学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）の項中「822円」を「838円」に改め、同項の表小学校の児童，中学校の生徒その他これらに準ずる者の項中「411円」を「419円」に改め、同表第2項の表陶芸（備前焼体験）の項中「1,234円」を「1,257円」に改め、同項の表その他の工芸体験の項中「2,057円」を「2,095円」に改め、同表第3項の表食堂施設の項及び売店施設の項中「951円」を「969円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山城天守閣の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 0 号 議 案

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例

岡山市足守プラザ条例（平成9年市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,057円」を「2,095円」に改める。

別表第2第1号の表展示室1の項中「308円」を「314円」に、「515円」を「524円」に、「720円」を「733円」に改め、同号の表展示室2の項中「206円」を「210円」に、「308円」を「314円」に、「411円」を「419円」に改め、同号の表多目的ギャラリーの項中「720円」を「733円」に、「1,131円」を「1,152円」に、「1,440円」を「1,467円」に改め、同表第2号の表ビデオプロジェクターの項中「1,029円」を「1,048円」に改め、同号の表オーバーヘッドプロジェクター（OHP）の項中「515円」を「524円」に改める。

別表第3中「86,271円」を「87,869円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、足守プラザの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 1 号 議 案

岡山市かながわSAKAGURA条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市かながわSAKAGURA条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市かながわSAKAGURA条例の一部を改正する条例

岡山市かながわSAKAGURA条例（平成21年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1展示室の項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表ギャラリーの項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表和室の項中「540円」を「545円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,615円」を「1,645円」に改め、同表中「金額に540円」を「金額に545円」に改める。

別表第2レストランの項中「61,710円」を「62,850円」に改め、同表売店の項中「5,140円」を「5,230円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例

による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、かながわSAKAGURAの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 2 号 議 案

岡山市建部町八幡温泉配湯条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建部町八幡温泉配湯条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建部町八幡温泉配湯条例の一部を改正する条例

岡山市建部町八幡温泉配湯条例（平成18年市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「540,000円」を「550,000円」に改める。

別表基本使用料の項中「6,480円」を「6,600円」に改め、同表超過使用料の項中「21円」を「22円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、建部町八幡温泉の温泉使用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 3 号 議 案

岡山市たけべ八幡温泉条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市たけべ八幡温泉条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市たけべ八幡温泉条例の一部を改正する条例

岡山市たけべ八幡温泉条例（平成26年市条例第58号）の一部を次のように改正する。
別表日帰り入浴の部大人の項中「800円」を「813円」に改め、同部小人の項中「400円」を「408円」に改め、同表家族風呂の項中「2,000円」を「2,032円」に、「500円」を「508円」に改め、同表会議室の項中「1,300円」を「1,324円」に改め、同表多目的スペースの項及び個室の項中「1,000円」を「1,018円」に改め、同表温泉水給湯施設の項中「200円」を「204円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、たけべ八幡温泉の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 4 号 議 案

岡山市営宝伝駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営宝伝駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営宝伝駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市営宝伝駐車場条例（平成17年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「515円」を「524円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市営宝伝駐車場の利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 5 号 議 案

岡山コンベンションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山コンベンションセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山コンベンションセンター条例の一部を改正する条例

岡山コンベンションセンター条例（平成12年市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「206」を「210」に改める。

別表第2中「6, 172」を「6, 286」に、「51」を「52」に、「540」を「550」に、「108」を「110」に、「5, 142」を「5, 238」に、「20, 571」を「20, 952」に、「10, 285」を「10, 476」に、「8, 228」を「8, 380」に、「308」を「314」に、「154」を「157」に、「822」を「838」に、「515」を「524」に、「1, 543」を「1, 571」に、「3, 086」を「3, 143」に、「6, 686」を「6, 810」に、「2, 571」を「2, 619」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山コンベンションセンターの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 6 号 議 案

ママカリパーキング条例の一部を改正する条例の制定について

ママカリパーキング条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

ママカリパーキング条例の一部を改正する条例

ママカリパーキング条例（平成12年市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「411円」を「419円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、ママカリパーキングの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 7 号 議 案

岡山市農村集落活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農村集落活性化施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農村集落活性化施設条例の一部を改正する条例

岡山市農村集落活性化施設条例（平成17年市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1号中「10円」を「11円」に改め、同条第2号中「103円」を「105円」に改める。

別表第2第1号の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表第2号の表中「5,400円」を「5,500円」に、「540円」を「550円」に、「320円」を「330円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、農村集落活性化施設の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 8 号 議 案

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例

岡山市クラインガルテン条例（平成7年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表中「381円」を「388円」に、「37,028円」を「37,714円」に改め、同号の表備考中「第5条ただし書」を「第5条第1項ただし書」に改め、同表第2号の表中「103円」を「105円」に、「206円」を「210円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市クラインガルテンの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 9 号 議 案

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例

岡山市サウスヴィレッジ条例（平成22年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	1, 543円	「	1, 571円	を に改める。
		617円		629円	
		515円		524円	
		1, 029円		1, 048円	
		24, 686円		25, 143円	
		1, 234円		1, 257円	
		648円		660円	
		206円		210円	
		1, 296円		1, 320円	
		611, 454円		622, 778円	
		926円		943円	
		2, 818円		2, 871円	
		279, 196円		284, 366円	
		67, 659円		68, 912円	
		324円		330円	

	「 3 2 円 」		「 3 3 円 」	
別表第 2 中	「 8, 2 2 9 円 8 2 2 円 4 3 円 2 1 円 」	を	「 8, 3 8 2 円 8 3 8 円 4 4 円 2 2 円 」	に改める。
別表第 3 中	「 9 2 6 円 」	を	「 9 4 3 円 」	に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市サウスヴィレッジの使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 0 号 議 案

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山市漁港管理条例（昭和48年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4及び別表第2備考4中「1.08」を「1.10」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、漁港施設の占用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 1 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、工作物等を設けて公共物を使用する際の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 2 号 議 案

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例

岡山市城下地下広場条例（平成20年市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表1日につきの項中「18,900円」を「19,250円」に改め、同表1時間につきの項中「1,620円」を「1,650円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市城下地下広場の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 3 号 議 案

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市営駐車場条例（昭和46年市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1,020円」を「1,040円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市営駐車場の使用料の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 4 号 議 案

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例
岡山市パークアンドライド駐車場条例（平成6年市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「6, 170円」を「6, 280円」に、「200円」を「210円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市パークアンドライド駐車場の使用料の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 5 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第2岡山駅東口地下自転車等駐車場の項，下石井高架下自転車等駐車場，岡山駅西口第2自転車等駐車場及び万富駅前自転車等駐車場の項，表町二丁目自転車等駐車場，岡山駅西口自転車等駐車場及び駅前町路上自転車等駐車場の項，中山下一丁目自転車等駐車場の項，妹尾駅前自転車等駐車場，西大寺駅前自転車等駐車場，高島駅前自転車等駐車場，大元駅前自転車等駐車場，東岡山駅前自転車等駐車場及び北長瀬駅南口自転車等駐車場の項，大多羅駅前自転車等駐車場及び備前一宮駅前自転車等駐車場の項及び高島駅第2自転車等駐車場及び高島駅第3自転車等駐車場の項中「200円」を「210円」に改め，同表庭瀬駅第1自転車等駐車場の項及び庭瀬駅南口自転車等駐車場の項中「270円」を「280円」に改め，同表庭瀬駅第2自転車等駐車場及び庭瀬駅第3自転車等駐車場の項中「5，140円」を「5，230円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は，この条例の施行の日以後に納付する駐車料について適用し，同日前に納付する駐車料については，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、有料自転車駐車場等の駐車料の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 6 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中「総計は、」の次に「街区公園にあつては当該公園の敷地面積の100分の4を、岡山操車場跡地公園（仮称）にあつては当該公園の敷地面積の100分の5を、その他の公園にあつては」を加える。

別表第5第2項第4号の表に次のように加える。

展示ホール		1時間につき	617円
冷暖房設備	第1研修室・第2研修室	1時間につき	103円
	展示ホール	1時間につき	103円

別表第5第12項の表半田山植物園駐車場の部普通自動車の項中「1回」を削り、「310円」を「最初の3時間まで310円、以後1時間につき100円」に改める。

第2条 岡山市公園条例の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第5第1項第1号の表岡山市総合文化体育館の項及び六番川水の公園体育館の項を次のように改める。

岡山市総合文化体育館	第1	A	8,905 円	10,686 円	12,048 円	14,457 円	15,295 円	18,438 円	36,248 円	43,582 円
		B	44,524 円	53,429 円	60,238 円	72,286 円	76,476 円	91,771 円	181,238 円	217,486 円
		C	133,571 円	160,286 円	180,714 円	216,857 円	229,429 円	275,314 円	543,714 円	652,457 円
	第	A	4,505	5,548	6,076	7,333	7,648	9,219	18,229	22,000

二 競 技 場		円	円	円	円	円	円	円	円
	B	22,314 円	26,819 円	30,171 円	36,248 円	38,238 円	45,886 円	90,724 円	108,952 円
	C	66,838 円	80,248 円	90,410 円	108,533 円	114,714 円	137,657 円	271,962 円	326,438 円
柔道 場		1,886 円	2,305 円	2,933 円	3,562 円	3,771 円	4,610 円	8,591 円	10,476 円
	剣道 場	1,886 円	2,305 円	2,933 円	3,562 円	3,771 円	4,610 円	8,591 円	10,476 円
	弓道 場	1,257 円	1,571 円	1,886 円	2,305 円	2,514 円	3,038 円	5,657 円	6,914 円
六 番 川 水 の 公 園 体 育 館	A	6,286 円	7,543 円	8,486 円	10,267 円	10,791 円	12,991 円	25,562 円	30,800 円
	B	31,429 円	37,714 円	42,429 円	50,914 円	53,952 円	64,743 円	127,810 円	153,371 円
	C	94,286 円	113,143 円	127,286 円	152,743 円	161,857 円	194,229 円	383,429 円	460,114 円

別表第5第1項第2号の表中「124円」を「126円」に、「740円」を「754円」に、「1,481円」を「1,509円」に、「247円」を「251円」に、「2,962円」を「3,017円」に、「83円」を「84円」に、「21円」を「22円」に改め、同項第3号の表中「247円」を「251円」に、「2,468円」を「2,514円」に、「4,937円」を「5,029円」に、「9,874円」を「10,057円」に、「18,514円」を「18,857円」に、「3,703円」を「3,771円」に、「1,234円」を「1,257円」に、「124円」を「126円」に、「21円」を「22円」に、「2,057円」を「2,095円」に、「20,571円」を「20,952円」に、「5,142円」を「5,238円」に、「103円」を「105円」に、「14,400円」を「14,667円」に、「3,600円」を「3,667円」に、「72円」を「73円」に改め、同表第2項第1号の表中「308円」を「314円」に、「124円」を「126円」に改め、同項第2号の表中「247円」を「251円」に、「103円」を「105円」に、「216円」を「220円」に、「83円」を「84円」に改め、同項第3号の表中「1,852円」を「1,886円」に、「740円」を「754円」に改め、同項第4号の表中「247円」を「251円」に、「360円」を「367円」に、「813円」を「828円」に、「617円」を「629円」に、「103円」を「105円」

に改め、同表第3項の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表第4項の表中「206円」を「210円」に、「308円」を「314円」に、「617円」を「629円」に、「926円」を「943円」に改め、同表第5項第1号アの表球技場の項を次のように改める。

球技場	A	10,050円	12,570円	16,760円	20,950円	23,460円	26,810円	41,900円	51,120円
	B	50,280円	62,850円	83,810円	104,760円	117,330円	144,150円	212,870円	255,610円
	C	155,040円	188,570円	259,810円	314,280円	358,700円	432,450円	639,460円	767,690円

別表第5第5項第1号イの表中「240円」を「250円」に、「2,460円」を「2,510円」に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「4,110円」を「4,190円」に改め、同項第2号の表中「1,232円」を「1,250円」に、「2,464円」を「2,510円」に、「308円」を「310円」に、「292円」を「290円」に、「1,848円」を「1,880円」に、「3,696円」を「3,760円」に、「462円」を「470円」に、「438円」を「440円」に、「7,392円」を「7,520円」に、「924円」を「940円」に、「875円」を「890円」に改め、同表第6項の表軟式野球場（椴川原橋上流右岸・沢田橋下流左岸）の項中「2,211円」を「2,252円」に、「2,911円」を「2,965円」に、「4,423円」を「4,505円」に、「813円」を「828円」に改め、同項の表ソフトボール場（椴川原橋上流右岸）の項中「1,131円」を「1,152円」に、「1,697円」を「1,729円」に、「2,273円」を「2,315円」に、「349円」を「356円」に改め、同項の表テニスコート（椴川原橋下流右岸）の項及びテニスコート（沢田橋下流左岸）の項を次のように改める。

テニスコート（椴川原橋下流右岸）	高校生以下の者		1面1時間につき	220円
	その他の者		同	293円
	専用使用	(1) 午前8時30分～正午	1面につき	719円
		(2) 正午～午後5時	同	1,027円
(3) 午前8時30分～午後5時		同	1,747円	
テニスコート（沢田橋下流）	高校生以下の者		1面1時間につき	330円
	その他の者		同	440円
	専用使用	(1) 午前8時30分～正午	1面につき	1,078円

左岸)	(2) 正午～午後5時	同	1,540円
	(3) 午前8時30分～午後5時	同	2,618円

別表第5第6項の表テニスコート（米田橋上流左岸）の項中「216円」を「220円」に、「もの」を「者」に、「288円」を「293円」に改め、同項の表サッカー・ラグビー場（百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸）の項中「2,777円」を「2,829円」に、「4,114円」を「4,191円」に、「5,451円」を「5,552円」に、「1,029円」を「1,048円」に、「977円」を「995円」に、「1,502円」を「1,530円」に、「2,366円」を「2,410円」に、「3,127円」を「3,185円」に、「597円」を「608円」に、「545円」を「555円」に改め、同項の表サッカー場（百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸）の項中「2,777円」を「2,829円」に、「4,114円」を「4,191円」に、「5,451円」を「5,552円」に、「1,029円」を「1,048円」に、「977円」を「995円」に、「1,502円」を「1,530円」に、「1,934円」を「1,970円」に、「381円」を「388円」に、「340円」を「346円」に改め、同項の表備考2中「2時間又は」及び「2時間未満若しくは」を削り、同項の表備考3を削り、同表第7項第1号アの表中「1,234円」を「1,257円」に、「12,343円」を「12,571円」に、「1,852円」を「1,886円」に、「2,468円」を「2,514円」に、「18,514円」を「18,857円」に、「24,686円」を「25,143円」に、「103円」を「105円」に、「411円」を「419円」に、「822円」を「838円」に、「206円」を「210円」に改め、同号イの表中「1,852円」を「1,886円」に、「1,234円」を「1,257円」に、「926円」を「943円」に、「617円」を「629円」に、「154円」を「157円」に、「411円」を「419円」に、「206円」を「210円」に、「103円」を「105円」に、「308円」を「314円」に、「515円」を「524円」に、「21円」を「22円」に、「10円」を「11円」に、「51円」を「52円」に改め、同項第2号の表中「1,645円」を「1,676円」に、「4,114円」を「4,191円」に、「515円」を「524円」に、「2,571円」を「2,619円」に、「206円」を「2

10円」に、「411円」を「419円」に、「2,057円」を「2,095円」に改め、同表第8項の表中「103円」を「105円」に、「515円」を「524円」に、「3,086円」を「3,143円」に、「2,057円」を「2,095円」に、「411円」を「419円」に改め、同表第9項第1号の表中「308円」を「314円」に、「206円」を「210円」に改め、同項第2号の表中「278円」を「283円」に、「185円」を「189円」に改め、同項第3号の表中「516円」を「525円」に、「392円」を「399円」に、「258円」を「262円」に、「962円」を「980円」に、「731円」を「744円」に、「481円」を「490円」に、「3,071円」を「3,128円」に、「5,731円」を「5,837円」に、「545円」を「555円」に、「308円」を「314円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「864円」を「880円」に、「432円」を「440円」に、「329円」を「335円」に改め、同表第10項第1号の表中「4,690円」を「4,777円」に、「6,264円」を「6,380円」に、「9,391円」を「9,565円」に、「7,827円」を「7,972円」に、「12,528円」を「12,760円」に、「23,904円」を「24,347円」に、「31,876円」を「32,466円」に、「47,819円」を「48,704円」に、「39,847円」を「40,585円」に、「63,762円」を「64,942円」に、「3,785円」を「3,855円」に、「5,051円」を「5,144円」に、「7,581円」を「7,722円」に、「6,315円」を「6,432円」に、「10,101円」を「10,288円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「86,400円」を「88,000円」に改め、同項第2号の表中「308円」を「314円」に、「463円」を「471円」に、「1,584円」を「1,613円」に、「2,386円」を「2,431円」に、「247円」を「251円」に、「370円」を「377円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表第11項第1号アの表中「1,440円」を「1,467円」に、「4,114円」を「4,191円」に、「8,229円」を「8,382円」に改め、

同項第2号の表中「617円」を「629円」に、「206円」を「210円」に、「411円」を「419円」に改め、同号の表備考1中「51円」を「52円」に、「103円」を「105円」に改め、同表第12項の表中備考以外の部分を次のように改める。

12 その他の有料公園施設の使用料

種 別		単 位	金 額
奥市公園野球場	専用使用	1日につき	6,288円
	その他の使用	1時間につき	786円
	夜間照明	1時間につき	3,143円
浦安総合公園野球場	専用使用	1日につき	6,288円
	その他の使用	1時間につき	786円
奥市公園補助野球場	専用使用	1面1日につき	2,512円
	その他の使用	1面1時間につき	314円
	夜間照明	1面1時間につき	2,095円
向州公園補助野球場	専用使用	1日につき	2,512円
	その他の使用	1時間につき	314円
	夜間照明	1時間につき	2,095円
上道公園野球場	専用使用	1面1日につき	2,512円
	その他の使用	1面1時間につき	314円
	夜間照明	1面1時間につき	1,571円
六番川水の公園多目的広場		1面1時間につき	314円
		1面1日につき	2,512円
山田グリーンパーク野球場	専用使用	1日につき	6,288円
	その他の使用	1時間につき	786円
奥市公園相撲場		1時間につき	210円
浦安総合公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	419円
	その他の者	1面1時間につき	555円
	夜間照明	1面1時間につき	419円
	管理棟会議室	全面使用1時間につき	545円
		1/2面使用1時間につき	314円
		1/4面使用1時間につき	157円
会議室冷暖房料	1時間につき	105円	
二日市公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126円
	その他の者	1面1時間につき	210円
	夜間照明	1面1時間につき	419円
向州公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126円
	その他の者	1面1時間につき	210円
	夜間照明	1面1時間につき	419円

山田グリーンパークテニスコート	高校生以下の者		1面1時間につき	314円
	その他の者		1面1時間につき	419円
六番川水の公園テニスコート	高校生以下の者		1面1時間につき	126円
	その他の者		1面1時間につき	210円
当新田公園サッカー場	専用使用		午前	2,514円
			午後	3,143円
			全日	5,029円
	その他の使用		1時間につき	786円
	夜間照明		1時間につき	2,095円
山田グリーンパークサッカー場兼ソフトボール場	専用使用		1日につき	2,512円
	その他の使用		1時間につき	314円
神崎山公園競技場	専用使用	全面	午前	5,238円
			午後	7,857円
			全日	10,476円
		インフィールドのみ	1時間につき	1,571円
	個人使用	高校生以下の者	2時間につき	73円
		その他の者	2時間につき	105円
灘崎町総合公園多目的広場	専用使用	全面	午前	5,238円
			午後	7,857円
			全日	10,476円
			インフィールドのみ	1時間につき
	個人使用	高校生以下の者	2時間につき	73円
		その他の者	2時間につき	105円
	夜間照明		1時間につき	2,095円
灘崎町総合公園フットサルコート	専用使用		1面1時間につき	1,048円
	夜間照明		1面1時間につき	419円
灘崎町総合公園テニスコート	高校生以下の者		1面1時間につき	314円
	その他の者		1面1時間につき	419円
	夜間照明		1面1時間につき	419円
鳥城公園駐車場	普通自動車		1台につき	最初の1時間まで310円, 以後30分につき110円
	大型乗用自動車		1台1回につき	838円
半田山植物園駐車場	普通自動車		1台につき	最初の3時間まで310円, 以後1時間につき110円
	大型乗用自動車		1台1回につき	838円
浦安総合公園駐車場	普通自動車		1台につき	最初の2時間まで無料, 以後1時間につき105円
	大型乗用自動車		1台につき	最初の2時間まで無料, 以後1

			回につき524円
スコアボード	電気設備を含むとき。	1回につき	1,048円
	電気設備を含まないとき。	1回につき	419円
浦安総合公園東地区管理棟	研修室	1時間につき	293円
浦安総合公園西地区管理棟	研修室	1時間につき	817円
	研修室冷暖房料	1時間につき	105円
健康みつ21公園多目的広場	専用使用	1日につき	2,510円
	その他の使用	1時間につき	310円

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の前においても、同条の規定による改正後の岡山市公園条例第8条の規定に基づく使用の許可その他半田山植物園の展示ホール及び冷暖房の使用に関し必要な手続を行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の岡山市公園条例第14条の規定は、使用料にあつては、第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例により、利用料金にあつては、施行日以後の使用に係る利用料金で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の岡山市公園条例別表第5の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

公園施設の建築面積の基準を改めるとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、体育館使用料の額等を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 7 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1に次のように加える。

瀬戸沖第1遊園地	岡山市東区瀬戸町沖
庭瀬小渡り遊園地	岡山市北区庭瀬
箕島第4遊園地	岡山市南区箕島
礮第5号遊園地	岡山市中区礮, 中島
米田第1遊園地	岡山市中区米田
湊第9遊園地	岡山市中区湊
西市西遊園地	岡山市南区西市
浦安本町西遊園地	岡山市南区浦安本町
西大寺東二丁目第2遊園地	岡山市東区西大寺東二丁目
小山田中第3遊園地	岡山市北区小山

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従

前の例による。

提案理由

瀬戸沖第1遊園地ほか9遊園地を設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、児童遊園地の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 8 号 議 案

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に占用許可を受けた者に係る占用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、道路の占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 9 号 議 案

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市港湾水域占用料徴収条例（平成12年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に占用許可（当該占用許可に係る占用期間の始期がこの条例の施行の日前のものに限る。）を受けているものに係る占用料で、同日前に納入通知のあったものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、港湾区域内の水域の占用に係る占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 0 号 議 案

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市駅前広場駐車場条例（平成6年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「510円」を「520円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る使用料について適用し、同日前の入庫に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市金川駅前広場駐車場の使用料の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 1 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡山市農業集落排水処理施設条例（平成2年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）については、改正後の第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前の率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下同じ。）からその額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、排水処理施設の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 2 号 議 案

岡山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市下水道条例の一部を改正する条例

岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であつて、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）については、改正後の第22条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前の率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下同じ。）からその額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、公共下水道の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 3 号 議 案

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例（平成24年市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表1 流水占用料の表中「1.08」を「1.1」に改め、同表2 土地占用料の表備考第5項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に占用許可を受けた者に係る占用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、準用河川の流水占用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 4 号 議 案

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例（平成18年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「55,000円」を「55,080円」に改め、同条第2号中「35,000円」を「35,080円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前になされた採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可の申請及び同法第33条の5第1項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、採石法第33条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査等に関する手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 5 号 議 案

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道条例の一部を改正する条例

岡山市水道条例（平成9年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項，第11条第1項，第24条及び第33条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって，施行日から平成31年10月31日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあつては，当該確定したもののうち，次項で定める部分）については，改正後の第24条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定料金のうち，なお従前の率を適用する部分は，特定料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下同じ。）からその額が確定する日までの期間の月数で除し，これを前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は，暦に従って計算し，1月に満たない端数を生じたときは，これを1月とする。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、水道料金等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 6 号 議 案

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例

岡山市工業用水道条例（昭和41年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項、第32条、第37条、第37条の2第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して工業用水道を使用している者に係る給水使用料金及びメーター使用料（以下「料金等」という。）であって、施行日から平成31年10月31日までの間に料金等の額が確定するものについては、改正後の第32条及び第37条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、給水使用料金等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 7 号 議 案

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「による短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。第6号及び第7号において同じ。）」を加え、同条第6号中「短期大学等を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。次号において同じ。）」を加え、同条第8号中「卒業生」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了者）」を加え、同条第9号中「又は水道環境」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第9号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 8 号 議 案

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

岡山市中央卸売市場業務条例（平成12年市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第52条第6項第2号を次のように改める。

(2) 当該取引に係る情報として、当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で管理者が規程で定めるものが確実に提供されること。

第58条第4項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第60条第5項中「を含む」を「に相当する金額を除く」に改める。

第64条第3項中「数量及び」を「数量，」に、「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改め、「同じ。）」の次に「及びせり売若しくは入札又は相対取引に係る金額」を加える。

第67条第1項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第69条第1項中「卸売金額」を「せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額」に改める。

第72条第1項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

別表第5中「卸売金額」を「せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額」に改め、「1,000分の3」の次に「に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額」を加え、「を含む」を「に相当する金額を除く」に、「216円」を「220円」に、

「939円」を「956円」に、「840円」を「855円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,944円」を「1,980円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「1,836円」を「1,870円」に、「4,984,200円」を「5,076,500円」に、「9,415,440円」を「9,589,800円」に、「3,742,200円」を「3,811,500円」に、「21円」を「22円」に、「328円」を「334円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第58条第4項、第60条第5項、第64条第3項、第67条第1項、第69条第1項及び第72条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の取引に係る金額等について適用し、同日前の取引に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市中央卸売市場の使用料の額の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 9 号 議 案

岡山市花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

岡山市花き地方卸売市場業務条例（平成23年市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第49条第3項中「及び卸売金額」を「, 卸売金額」に, 「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改め, 「金額をいう。以下同じ。）」の次に「及び単価に数量を乗じて得た金額」を加える。

第52条及び第54条第1項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

別表中「卸売金額」を「単価に数量を乗じて得た金額」に改め, 「1, 000分の3」の次に「に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額」を加え, 「を含む」を「に相当する金額を除く」に, 「216円」を「220円」に, 「828円」を「843円」に, 「1, 620円」を「1, 650円」に, 「1, 944円」を「1, 980円」に, 「1, 296円」を「1, 320円」に, 「1, 836円」を「1, 870円」に, 「21円」を「22円」に, 「328円」を「334円」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第49条第3項, 第52条及び第54条第1項の規定は, この条例の施行の日以後の取引に係る金額等について適用し, 同日前の取引に係るものについては, なお

従前の例による。

- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市花き地方卸売市場の使用料の額の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 100 号 議 案

岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校条例の一部を改正する条例

岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表岡山市立千種幼稚園の項を削る。

別表第1項の表中「3,600円」を「3,660円」に、「2,980円」を「3,030円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「2,460円」を「2,510円」に改め、同表第2項の表中「610円」を「620円」に改め、同表第3項の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表第4項の表中「300円」を「310円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条第1号の表岡山市立千種幼稚園の項を削る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1項から第3項までの規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市立千種幼稚園を廃止するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、学校施設の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 101 号 議 案

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例

西川アイプラザ条例（平成4年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 施設基本使用料

室名	使用区分	午前10時から	午後1時から	午後6時から	午前10時から	午後1時から	午前10時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで	
会議室(1)	1,150円	2,300円	2,300円	3,450円	4,600円	5,650円	
会議室(2)	1,570円	3,140円	3,140円	4,710円	6,280円	7,750円	
ホール	6,600円	13,300円	13,300円	19,900円	26,600円	29,960円	

別表第2号の表ビデオプロジェクターの項及びピアノの項中「2,050円」を「2,090円」に改め、同表16mm映写機の項中「1,230円」を「1,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、西川アイプラザの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 102 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1第24項の表第3会議室の項を削る。

第2条 岡山市立公民館条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「200円」を「210円」に改める。

別表第1第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 岡山市立岡輝公民館

室名\使用区分	午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分から 午後5 時30分 まで（平 日）	午後3時 30分か ら午後5 時まで（ 日曜日）	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分か ら午後9 時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室（和 室）	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円

別表第1第1項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第2項の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 岡山市立足守公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
会議室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第2項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 岡山市立京山公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで

第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室（和室）	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第3項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第4項の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 岡山市立一宮公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで（平日）	午後3時30分から午後5時まで（日曜日）	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

別表第1第4項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第5項の表中備考以外の部分を次のように改める。

5 岡山市立大元公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
会議室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

別表第1第5項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第6項の表中備考以外の部分を次のように改める。

6 岡山市立津高公民館

室名\使用区分	午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分から 午後5時 30分まで (平日)	午後3時 30分から 午後5時 まで(日 曜日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分から 午後9時 まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室(和 室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第6項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第7項の表中備考以外の部分を次のように改める。

7 岡山市立岡西公民館

室名\使用区分	午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分から 午後5時 30分まで (平日)	午後3時 30分から 午後5時 まで(日 曜日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分から 午後9時 まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円

美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
和室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
実習室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第7項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第8項の表中備考以外の部分を次のように改める。

8 岡山市立建部町公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
1階第1会議室	520円	260円	260円	190円	310円	1,250円
1階第2会議室	520円	260円	260円	190円	310円	1,250円
2階第1会議室(A)	520円	260円	260円	190円	310円	1,250円
2階第1会議室(B)	520円	260円	260円	190円	310円	1,250円
2階第1会議室(A) + (B)	830円	410円	410円	310円	620円	2,090円
2階第2会議室	520円	260円	260円	190円	310円	1,250円

室						
研修室	520 円	260 円	260 円	190 円	310 円	1,250 円
手芸室	520 円	260 円	260 円	190 円	310 円	1,250 円
視聴覚室	830 円	410 円	410 円	310 円	620 円	2,090 円
和室（小）	520 円	260 円	260 円	190 円	310 円	1,250 円
和室（中）	520 円	260 円	260 円	190 円	310 円	1,250 円
和室（小）＋ （中）	830 円	410 円	410 円	310 円	620 円	2,090 円

別表第1第8項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第9項の表中備考以外の部分を次のように改める。

9 岡山市立御南西公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで（平日）	午後3時30分から午後5時まで（日曜日）	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
第2講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
研修室（和室）	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
実技室	730 円	780 円	780 円	580 円	1,670 円	3,350 円
料理講座室	1,670 円	1,410 円	1,410 円	1,060 円	3,350 円	7,120 円
美術工芸室	1,570 円	830 円	830 円	620 円	1,990 円	4,290 円
茶室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円

別表第1第9項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第10項の表中備考以外の部分を次のように改める。

10 岡山市立北公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
会議室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第10項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第11項の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 1 岡山市立高松公民館

室名\使用区分	午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分 から午後 5時30分 まで(平 日)	午後3時 30分 から午後 5時まで (日曜 日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分 から午後 9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
会議室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第1研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

別表第1第11項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第12項の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 2 岡山市立吉備公民館

室名\使用区分	午前9時 30分 から正午 まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分 から午後 5時30分 まで(平 日)	午後3時 30分 から午後 5時まで (日曜 日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分 から午後 9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第3講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

第1研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室・ 実技室	1,250円	1,150円	1,150円	860円	2,820円	5,650円
第2研修室 (和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第12項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第13項の表中備考以外の部分を次のように改める。

13 岡山市立旭公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	210円	210円	210円	150円	620円	1,150円
第2講座室	410円	310円	310円	230円	940円	1,670円
第3講座室	210円	210円	210円	150円	620円	1,150円
第1研修室	210円	210円	210円	150円	620円	1,150円
第2研修室	210円	210円	210円	150円	620円	1,150円
第3研修室	210円	210円	210円	150円	620円	1,150円
集会室	410円	310円	310円	230円	940円	1,670円

別表第1第13項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第14項の表中備考以外の部分を次のように改める。

1.4 岡山市立御津公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
大研修室	1,570円	1,100円	1,100円	820円	4,920円	8,690円
第1・第2講座室	1,150円	780円	780円	580円	3,660円	6,390円
第1講座室	730円	520円	520円	390円	2,410円	4,190円
第2講座室	730円	520円	520円	390円	2,410円	4,190円
第3・第4講座室	310円	260円	260円	190円	1,150円	1,990円
第3講座室	210円	150円	150円	110円	730円	1,250円
第4講座室	210円	150円	150円	110円	730円	1,250円
会議室	310円	260円	260円	190円	1,150円	1,990円
研修室(和室)	310円	260円	260円	190円	1,150円	1,990円
実習室	310円	260円	260円	190円	1,150円	1,990円

別表第1第14項の表備考3中「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め、同備考を同表備考4とし、同表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第15項の表中備考以外の部分を次のように改める。

15 岡山市立操山公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1講座室・第2講座室	1,040円	730円	730円	550円	2,300円	4,610円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第15項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第16項の表中備考以外の部分を次のように改める。

16 岡山市立高島公民館

室名\使用区分	午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分から 午後5時 30分まで (平日)	午後3時 30分から 午後5時 まで(日 曜日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分から 午後9時 まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室(和 室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第16項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第17項の表中備考以外の部分を次のように改める。

17 岡山市立東公民館

室名\使用区分	午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分から 午後5時 30分まで (平日)	午後3時 30分から 午後5時 まで(日 曜日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分から 午後9時 まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
会議室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

別表第1第17項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第18項の表中備考以外の部分を次のように改める。

18 岡山市立東山公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第18項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9

時 30 分から午後 9 時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第 1 第 19 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

19 岡山市立富山公民館

室名\使用区分	午前 9 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで (平日)	午後 3 時 30 分から午後 5 時まで (日曜日)	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時 30 分から午後 9 時まで
第 1 講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
第 2 講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
研修室 (和室)	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
実技室	730 円	780 円	780 円	580 円	1,670 円	3,350 円
料理講座室	1,670 円	1,410 円	1,410 円	1,060 円	3,350 円	7,120 円
美術工芸室	1,570 円	830 円	830 円	620 円	1,990 円	4,290 円
茶室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円

別表第 1 第 19 項の表中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 を備考 2 とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち 2 以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前 9 時 30 分から午後 9 時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第 1 第 20 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

20 岡山市立操南公民館

室名\使用区分	午前 9 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで (平日)	午後 3 時 30 分から午後 5 時まで (日曜日)	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時 30 分から午後 9 時まで
第 1 講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円

第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室 (和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第20項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第21項の表中備考以外の部分を次のように改める。

2.1 岡山市立山南公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円

別表第1第21項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次

のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第22項の表中備考以外の部分を次のように改める。

22 岡山市立上南公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
集会室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
青少年談話室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第22項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第23項の表中備考以外の部分を次のように改める。

23 岡山市立旭東公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで

第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室 (和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第23項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第24項の表中備考以外の部分を次のように改める。

2.4 岡山市立瀬戸公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1研修室	1,880円	1,460円	1,460円	1,100円	2,200円	7,120円
第2研修室	1,570円	1,250円	1,250円	940円	1,880円	5,650円
講座室	2,930円	2,410円	2,410円	1,800円	3,560円	11,310円
第1和室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
第2和室	1,570円	1,250円	1,250円	940円	1,880円	5,650円
美術工芸室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
料理講座室	2,200円	1,780円	1,780円	1,330円	2,720円	8,590円

第1会議室	7,430円	5,970円	5,970円	4,470円	8,900円	28,600円
第2会議室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
大研修室	11,100円	8,900円	8,900円	6,670円	13,300円	42,630円

別表第1第24項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第25項の表中備考以外の部分を次のように改める。

25 岡山市立万富公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
第2講座室	940円	730円	730円	540円	1,150円	3,350円
和室	1,570円	1,250円	1,250円	940円	1,880円	5,650円
料理講座室	1,880円	1,460円	1,460円	1,100円	2,200円	7,120円
会議室	1,570円	1,250円	1,250円	940円	1,880円	5,650円
大研修室	7,430円	5,970円	5,970円	4,470円	8,900円	28,600円

別表第1第25項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第26項の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 6 岡山市立上道公民館

室名\使用区分	午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分 から午後 5時30分 まで(平 日)	午後3時 30分 から午後 5時まで (日曜日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分 から午後 9時まで
大集会室	7,120円	4,970円	4,970円	3,730円	9,950円	24,200円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
第1講座室	1,570円	990円	990円	740円	2,300円	5,130円
第2講座室	1,150円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
第1和室	730円	570円	570円	430円	1,570円	2,820円
第2和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第3和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
美術工芸室	730円	470円	470円	350円	1,150円	2,200円

別表第1第26項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第27項第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 岡山市立西大寺公民館

室名\使用区分	午前9時 30分 から正午 まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分 から午後 5時30分 まで(平 日)	午後3時 30分 から午後 5時まで (日曜日)	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 30分 から午後 9時まで
第1講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
第2講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
第3講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

研修室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
談話室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
視聴覚室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円

別表第1第27項第1号の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第27項第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 岡山市立西大寺公民館大ホール

室名\使用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	14,980円	28,180円	36,450円	39,810円	54,790円	63,690円
土・日・休日	18,010円	33,830円	43,790円	47,770円	65,790円	76,470円

別表第1第27項第2号の表備考4中「21,600円」を「22,000円」に改め、同項第3号の表中「4,110円」を「4,190円」に、「720円」を「730円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「4,620円」を「4,710円」に、「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「610円」を「620円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「200円」を「210円」に改め、同表第28項の表中備考以外の部分を次のように改める。

28 岡山市立灘崎公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分	午後3時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで

			まで（平日）	日曜日）		
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第1研修室・ 第2研修室	1,040円	730円	730円	550円	2,300円	4,610円
第3研修室 （和室）	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円

別表第1第28項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第29項の表中備考以外の部分を次のように改める。

29 岡山市立福田公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで（平日）	午後3時30分から午後5時まで（日曜日）	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室（和室）	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第29項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第30項の表中備考以外の部分を次のように改める。

30 岡山市立南公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

別表第1第30項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区

分の使用料の額とする。

別表第1第31項の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 1 岡山市立興除公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第31項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第32項の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 2 岡山市立芳田公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

研修室（和室）	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
実技室	730 円	780 円	780 円	580 円	1,670 円	3,350 円
料理講座室	1,670 円	1,410 円	1,410 円	1,060 円	3,350 円	7,120 円
美術工芸室	1,570 円	830 円	830 円	620 円	1,990 円	4,290 円
茶室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円

別表第1第32項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第33項の表中備考以外の部分を次のように改める。

3.3 岡山市立福浜公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで（平日）	午後3時30分から午後5時まで（日曜日）	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
第2講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
第1研修室（和室）	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
第2研修室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
実技室	730 円	780 円	780 円	580 円	1,670 円	3,350 円
料理講座室	1,670 円	1,410 円	1,410 円	1,060 円	3,350 円	7,120 円
美術工芸室	1,570 円	830 円	830 円	620 円	1,990 円	4,290 円
茶室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円

別表第1第33項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次

のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第34項の表中備考以外の部分を次のように改める。

34 岡山市立藤田公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
第1講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

別表第1第34項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第35項の表中備考以外の部分を次のように改める。

35 岡山市立妹尾公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分	午後3時30分から午後5時まで(午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで

			まで（平日）	日曜日）		
講座室	730 円	780 円	780 円	580 円	1,670 円	3,350 円
料理講座室	1,670 円	1,410 円	1,410 円	1,060 円	3,350 円	7,120 円
第 1 和室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
第 2 和室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
美術工芸室	1,570 円	830 円	830 円	620 円	1,990 円	4,290 円
福祉室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円

別表第 1 第 3 5 項の表中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 を備考 2 とし、同備考の前に次のように加える。

- この表に掲げる使用区分のうち 2 以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前 9 時 30 分から午後 9 時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第 1 第 3 6 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 6 岡山市立光南台公民館

室名\使用区分	午前 9 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（平日）	午後 3 時 30 分から午後 5 時まで（日曜日）	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時 30 分から午後 9 時まで
第 1 講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
第 2 講座室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
研修室（和室）	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円
実技室	730 円	780 円	780 円	580 円	1,670 円	3,350 円
料理講座室	1,670 円	1,410 円	1,410 円	1,060 円	3,350 円	7,120 円
美術工芸室	1,570 円	830 円	830 円	620 円	1,990 円	4,290 円
茶室	520 円	360 円	360 円	270 円	1,150 円	2,300 円

別表第 1 第 3 6 項の表中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 を備考 2 とし、同備考の前に次

のように加える。

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

別表第1第37項の表中備考以外の部分を次のように改める。

37 岡山市立岡南公民館

室名\使用区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで(平日)	午後3時30分から午後5時まで(日曜日)	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
大講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
中講座室	620円	570円	570円	430円	1,360円	2,820円
小講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円
福祉室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

別表第1第37項の表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の岡山市立公民館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納

付するものについては，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い，岡山市立公民館の使用料の額を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 103 号 議 案

岡山市立犬島自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立犬島自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立犬島自然の家条例の一部を改正する条例

岡山市立犬島自然の家条例（平成10年市条例第51号）の一部を次のように改正する。
別表第1項第1号の表中「1,440円」を「1,460円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「720円」を「730円」に、「510円」を「520円」に、「2,050円」を「2,090円」に改め、同項第2号の表中「200円」を「210円」に改め、同表第2項の表中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立犬島自然の家の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 104 号 議 案

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成31年 2 月 20日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例の一部を改正する条例

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例（平成18年市条例第140号）の一部
を次のように改正する。

別表第1大人（高校生を含む。）の項中「300円」を「310円」に、「270円」
を「280円」に改める。

別表第2教室の項中「200円（300円）」を「210円（310円）」に改め、同
表玩具展示室の項中「510円（1,020円）」を「520円（1,040円）」に改
める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付する入館料
及び施設使用料について適用し、同日前に納付する入館料及び施設使用料については、
なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡

山市環境学習センター「めだかの学校」の入館料等の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 105 号 議 案

岡山市近水園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市近水園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市近水園条例の一部を改正する条例

岡山市近水園条例（昭和46年市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表1間の項中「720円」を「730円」に改め、同表2間の項中「920円」を「940円」に改め、同表3間の項中「1, 130円」を「1, 150円」に改め、同表4間の項中「1, 330円」を「1, 360円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、吟風閣の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 106 号 議 案

旧足守藩侍屋敷遺構条例の一部を改正する条例の制定について

旧足守藩侍屋敷遺構条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

旧足守藩侍屋敷遺構条例の一部を改正する条例

旧足守藩侍屋敷遺構条例（昭和50年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「920円」を「940円」に改め、同表2の項中「1,230円」を「1,250円」に改め、同表3の項中「1,540円」を「1,570円」に改め、同表4以上の項中「1,850円」を「1,880円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、旧足守藩侍屋敷遺構の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 107 号 議 案

岡山市立オリエント美術館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立オリエント美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 2 月 20 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立オリエント美術館条例の一部を改正する条例

岡山市立オリエント美術館条例（昭和53年市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「310円」に、「240円」を「250円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第2中「2,050円」を「2,090円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

別表第3中「2,670円」を「2,720円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「460円」を「470円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第4中「30,850円」を「31,420円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る利用料及び使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る利用料及び使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立オリエント美術館の入館料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 134 号 議 案

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年 3 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は、」の次に「保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「場合を除き年3パーセント」を「ときを除き年1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

災害援護資金の利率、償還方法等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 135 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成31年 3 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

第29条第4項中「大学（」の次に「短期大学を除き，」を加え，「，第55条第2項
第6号ア」を削り，「，第93条第3項，第101条第4項及び第103条第4号」を
「及び第69条第15項」に，「の学部で」を「において」に改める。

第38条第3項中「の学部で」を「において」に改める。

第40条第1号中「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修
了した者を含む。第55条第2項第1号及び第61条第1号において同じ。）」を加える。

第55条第2項第5号中「学校教育法の規定により，」を「教育職員免許法（昭和24
年法律第147号）に規定する」に，「となる資格」を「の免許状」に改め，同項第6号
ア中「大学」の次に「（旧大学令の規定による大学を含む。）」を，「者」の次に「（当
該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含
む。）」を加える。

第59条第4項中「の学部で」を「において」に改める。

第61条第4号中「の学部で」を「において」に改め，同条第5号中「の学部で」を

「（短期大学を除く。）において」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第69条第15項中「の学部で」を「において」に改める。

第93条第3項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除き、旧大学令の規定による大学を含む。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学（短期大学を除く。）において」に改める。

第101条第4項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除き、旧大学令の規定による大学を含む。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学（短期大学を除く。）において」に改める。

第103条第3号中「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除き、旧大学令の規定による大学を含む。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学（短期大学を除く。）において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第12条中「（昭和24年法律第147号）」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、乳児院の心理療法担当職員等の資格要件を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。